



工事で発生した廃棄物の行先、きちんと確認していますか？

～不法投棄を防ぐためにできることがあります～

1. 工事を発注する前に

- ・発注前に、元請業者から工事の内容について説明を受けましょう。
家屋の解体工事などを発注しようとする場合、事前に工事の施工業者に現場を確認・調査してもらいましょう。その上で、工事の元請業者から、工事に当たっての**分別解体や再資源化などの計画について書面で説明**を受けましょう。
- ・契約に当たっては、廃棄物の処理に関する事項を確認しましょう。
廃棄物を処理するには費用がかかります。工事で発生する廃棄物は、元請業者の責任で処理することになりますが、発注者が廃棄物の処理に必要な費用を負担しなければ、廃棄物の不法投棄などにつながるおそれがあります。契約の際には、**廃棄物の処理に関する事項（再資源化等をするための施設の名称・所在地、再資源化等に要する費用など）を確認**するようにしましょう。
- ・残置物の処理は、解体工事に含まれません。
解体する建築物に残されている**残置物**（家財道具や家電など）は、解体工事の前に**発注者が処理する必要があります**。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

2. 工事の前には届出が必要です

一定規模以上の工事については、建設リサイクル法に基づき、**工事着手の7日前までに、現場の所在地を管轄する自治体に届出**をする必要があります。（届出先は裏面参照）

書類の作成等を元請業者に任せきりにするのではなく、内容をしっかり確認した上で届出するようにしましょう。

◆事前に届出が必要な工事◆

工事の種類	規模
建築物の解体工事	床面積の合計が 80 m²以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が 500 m²以上
建築物のリフォーム工事等	請負代金が 1 億円以上
土木工事等	請負代金が 500 万円以上

3. 工事後は、元請業者から報告を受けましょう

上記の届出をした工事で発生した廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材など）は、処理完了後、元請業者から発注者への書面による報告が建設リサイクル法で義務付けられています。

報告がない場合や、契約の際に確認した内容と大幅に違う場合は、元請業者にその理由を確認するようにしましょう。

おかしいな、と思ったら自治体にご相談ください。

元請業者から報告される事項

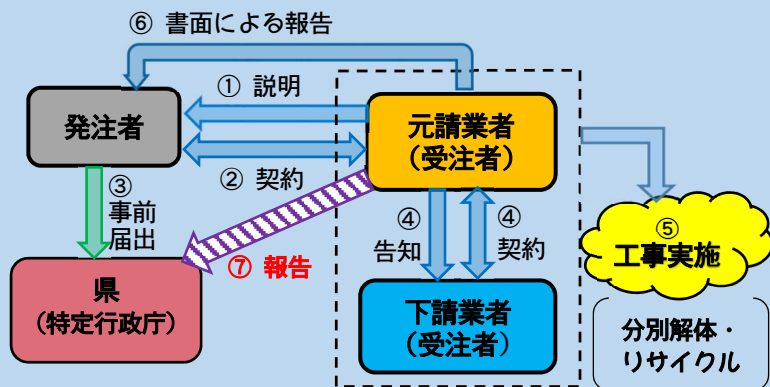
再資源化等が完了した年月日
再資源化等をした施設の名称・所在地
再資源化等に要した費用

4. 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について

建設リサイクル法では、対象建設工事の発注者に対し、工事着手前の特定行政庁への分別解体の計画などの届出を義務付けるとともに、元請業者に対しては、工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告することを義務付けています。

しかし、建設リサイクル法では、対象建設工事終了後に、工事により発生した廃棄物の処理状況を行政に報告する仕組みがなく、実際、自社所有地等で廃棄物処理法上の処理基準等を満たさずに廃棄物を野積みしていたり、不法投棄が行われたりしている例が散見されています。

そこで、**建設工事に係る排出事業者である元請業者等が建設資材廃棄物を（特別管理）産業廃棄物処分業者に引き渡したことを報告していただき、建設資材廃棄物が適正に処理されたことを行政が確認することにより、廃棄物の不適正処理の未然防止、早期発見を図ることを目的とした報告制度を平成29年4月から実施**しています。



お問い合わせ先

◎建設リサイクル（工事着手前の届出、分別解体など）に関すること

工事現場の所在地	窓口（届出書の提出先）		電話番号
東津軽郡	〒030-0943 青森市大字幸畑字唐崎 76-4	東青地域県民局 地域整備部	建築指導課 017-728-0226 企画整備課 017-728-0269
黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4（県弘前合同庁舎 3F）	中南地域県民局 地域整備部	建築指導課 0172-32-3801 企画整備課 0172-32-9700
三戸郡	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7（県八戸合同庁舎 2F）	三八地域県民局 地域整備部	建築指導課 0178-27-5157 企画整備課 0178-27-5152
五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡	〒037-0046 五所川原市字柴町 10（県五所川原合同庁舎 3F）	西北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0173-35-2117 企画整備課 0173-35-2118
十和田市、三沢市、上北郡	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12（県十和田合同庁舎 3F）	上北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0176-23-4398 企画整備課 0176-23-4314
むつ市、下北郡	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8（県むつ合同庁舎新館 4F）	下北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0175-22-1231 企画整備課
青森市	〒038-8505 青森市柳川 2-1-1（青森市役所柳川庁舎 3F）	青森市 都市整備部 建築指導課	017-761-4518
弘前市	〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1（弘前市役所 4F）	弘前市 建設部 建築指導課	0172-40-7053
八戸市	〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1（八戸市庁別館 6F）	八戸市 都市整備部 建築指導課	0178-43-2111（内 4855）

※ 各地域県民局地域整備部について、建築物に関する工事は建築指導課が、その他の工事（土木工事等）は企画整備課が担当しています。

◎産業廃棄物の処理（建設資材廃棄物の引渡完了報告書の提出など）に関すること

管轄区域	窓口（建設資材廃棄物の引渡完了報告書の提出先）		電話番号
東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）	〒030-8566 青森市東造道 1-1-1（県環境保健センター内）	東青地域県民局 地域連携部 青森環境管理事務所	017-736-9292
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、北津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4（県弘前合同庁舎 1F）	中南地域県民局 地域連携部 弘前環境管理事務所	0172-31-1900
十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、東北町、六戸町、おいらせ町）、三戸郡	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7（県八戸合同庁舎 2F）	三八地域県民局 地域連携部 八戸環境管理事務所	0178-27-5111
むつ市、下北郡	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8（県むつ合同庁舎新館 1F）	下北地域県民局 地域連携部 むつ環境管理事務所	0175-33-1900
青森市	〒038-8505 青森市柳川 2-1-1（青森市役所柳川庁舎 3F）	青森市 環境部 廃棄物対策課	017-761-4405
八戸市	〒031-0801 八戸市江陽 3-1-111（八戸市下水道事務所 3F）	八戸市 環境部 環境保全課	0178-51-6195

※ 弘前市内で行われた工事に係る建設資材廃棄物の引渡完了報告書の提出先は、弘前環境管理事務所ですのでご注意ください。

◆このチラシの内容についてのお問い合わせ先◆

分別解体や再資源化などの建設リサイクルに関すること	⇒ 青森県 県土整備部 整備企画課	TEL 017-734-9643
	⇒ 青森県 県土整備部 建築住宅課	TEL 017-734-9693
廃棄物の処理や建設資材廃棄物の引渡完了報告制度に関すること	⇒ 青森県 環境生活部 環境保全課	TEL 017-734-9248